

消費者委員会 個人情報保護専門調査会(第2回)資料
～ 個人情報の保護に関する国際的な取組への対応について～

平成22年9月29日
消費者庁企画課個人情報保護推進室

OECD・APEC・EU等の個人情報 保護の国際的な取組

国際的な取組の概要

日本が加盟しているもの

OECD

「1980年OECDプライバシーガイドライン」
「2007年プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」

APEC

「APECプライバシー・フレームワーク」
「パスファインダー・プロジェクト」

その他

EU

「EUデータ保護指令」
* 第三国条項
十分性の審査

コミッショナー会議

EUなどコミッショナー制度を採用する
国々を中心としたプライバシーに関する
世界最大の会議

APPA

アジア太平洋地域のプライバシー執行
機関による会議

1 . OECD

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン に関するOECD理事会勧告 (OECDプライバシー・ガイドライン, 1980年9月23日採択)

概要

- ・目的:加盟国間の情報の自由な流通を促進すること,及び,加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避すること。
- ・対象:OECD加盟国(32か国)
- ・拘束の程度:OECD加盟国は,OECD理事会からガイドラインに準じた対応を採ることが勧告されるが,その遵守を義務付けられてはない。
- ・越境執行協力の体制:プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告
(2007年6月12日採択)

内容:

他国の執行機関と協力できるようにするため,プライバシー保護法を執行するための国内の枠組みを改善すること
国境を越えたプライバシー保護法の執行協力を容易にするために有効な国際的な仕組みを開発すること
通知,苦情付託,調査支援及び情報共有を通して行うことを含む相互支援を提供すること
プライバシー保護法の執行協力の促進を目的とした議論及び活動に関連する利害関係者を参加させること

2 . APEC

APECプライバシ-・フレームワーク (APECフレームワーク, 2004年10月29日採択, 国際的実施の部分は2005年11月16日承認)

概要

- ・目的: APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し, 情報流通に対する不要な障害を取り除くこと。
- ・対象国: APEC加盟エコノミー (21エコノミー)
- ・拘束の程度: APEC加盟エコノミーに対して適用を推奨。適用に際しては, 加盟エコノミーにおける個別事情を考慮すべきであるとされている。
- ・越境執行協力の体制: APECデータ・プライバシ-・パスファインダー・プロジェクト (APECパスファインダー・プロジェクト) (2007年9月2-3日採択)

越境プライバシ-・ルールの内容

自己査定 適合性審査 認証・受入 紛争解決・執行

パスファインダー・プロジェクトの内容

越境プライバシ-・ルールの事業者向け自己査定ガイダンス 越境プライバシ-・ルール制度に参画する責任団体の承認のためのガイドライン 事業者の越境プライバシ-・ルールの法令順守体制の審査
法令を遵守する事業者等のコンタクト情報のリスト データ保護機関とプライバシ-担当官のリスト
越境協力の準備用の雛形文書 越境的な苦情処理フォームの雛形文書 越境プライバシ-・ルール体制の範囲とガバナンス 越境的なプライバシ-・ルールの国際的な実施に係る試験的取組

APECパスファインダー・プロジェクト 越境協力の準備用の雛形文書 (APEC Cross-border Privacy Enforcement Arrangement (CPEA))

概要

- ・目的: 国境を跨いだ個人情報の漏えい事案等において, 自国の法令に基づく法執行を行う際に, 他のエコノミーの参加執行機関に協力を求める(援助要請)ことのできる体制を構築する。
- ・参加執行機関: 米国FTC, オーストラリアプライバシーコミッショナー, ニュージーランドプライバシーコミッショナー, 香港プライバシーコミッショナー, カナダプライバシーコミッショナー(2010年9月現在)
*本プロジェクトはエコノミーではなく、「プライバシー執行機関」単位で参加する。
- ・運営管理者: APEC事務局, 米国FTC, オーストラリアプライバシーコミッショナー, ニュージーランドプライバシーコミッショナーによる共同管理

日本の対応状況

日本の個人情報保護法における主務大臣制を踏まえ, 各省庁間で連携して対応する方向で調整中である。



3 . EU

個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令 (EUデータ保護指令, 1995年10月24日指令)

概要

- ・目的: 個人データの取扱いに対する自然人の基本的権利及び自由, 特にプライバシー権の保護。
- ・対象: EU構成国 (27か国)。ただし, 第三国への個人データの移転を規制する, いわゆる第三国条項を通じて, EU構成国以外の国にも大きな影響を与える。
- ・拘束の程度: EU構成国は, 指令を国内法化する義務を負う。
- ・越境執行協力の体制: EU指令に基づく第29条作業部会を設置し, 同作業部会がデータ保護に関する様々な議論を行い, 決議や意見を表明し, 越境執行協力の体制を築いている。
- ・最近の取組: EUから十分な保護水準を確保していると認められた国・地域は, スイス, カナダ, アルゼンチン, ガンジー島, マン島, ジャージー島, フェロー諸島, イスラエル, アンドラの9つである (2010年9月現在)。
*なお, カナダは, 連邦政府部門対象の法律, 民間部門対象の法律, 州政府対象の州法等, 複数の法律を組み合わせることにより, ほぼすべての機関を対象としたデータ保護の法的枠組みを形成し, 十分性を認められた。

アメリカ, オーストラリアのEUデータ保護指令への対応状況

アメリカ: 包括法がないため, 特定の認証基準を設け, その認証を受けた企業ごとに十分性を付与するセーフ・ハーバー協定を2000年にEUと締結。*近年ではセーフ・ハーバーの運営の杜撰さを背景に, 個別の構成国 (ドイツ等) において十分性を認めない流れも生じている。

オーストラリア: 包括法である「プライバシー修正法」を2000年に施行したが, ア) 小規模事業者が規制対象外, イ) 一般に利用可能なデータが規制対象外, ウ) データの第三国移転が規制対象外等の理由により, 第29条作業部会の意見書においては, 保護水準が不十分とされた (2001年3月)。*その後, 2004年4月の改正を経て, 更に改正法案が上院で審議中である (2010年9月現在)。

4. コミッショナー会議

概要

- ・各国・地域のデータ保護機関から構成されるデータ保護及びプライバシーに関する国際会議である。
- ・データ保護プライバシー・コミッショナーとは、法令に基づく公的機関で、自主性・独立性を保障され、調査権等の権限を有する監督機関であり、欧州諸国で設けられるようになった。
- ・1979年以降、毎年1回開催されている。
- ・出席者は、データ保護機関、政府機関関係者、学者、民間の専門家等である（近年の会議における出席者は600名程度である）。登録出席者の出席が認められる公開セッションと、認可を受けたデータ保護機関の関係者のみの出席が認められる非公開セッションがある。日本政府は公開セッションに参加するとともに、非公開セッションにオブザーバ参加している。

過去5年間の会議	開催国・地域	会議テーマ	主な決議等
第31回 2009年	スペイン マドリッド	グローバル世界におけるグローバル・プライバシースタンダード	正式メンバー認定決議、非公開セッションの組織的構成の向上に関する決議、国際政府組織の非公開セッション・オブザーバ承認に関する決議、セクター・データ保護執行機関の承認に関する決議、データプライバシー保護分野における国際協力の強化に関する決議、ロンドン行動計画とICANNのインターネット・ガバナンス・フォーラムにオブザーバ出席を検討するようステアリング・グループに指示を与える決議、国際標準に関する決議、ケース報告書に関する決議、ウェブサイト作業部会提案に関する決議、国際プライバシー協会設立に関する決議
第30回 2008年	フランス・ドイツ ストラスブール	国境なき世界におけるプライバシー保護	児童のオンライン・プライバシーに関する決議、国際プライバシー・データ保護の日又は週間の設定検討に関する決議、プライバシー及び個人データ保護に関する国際基準の設立に関する共同決議、ソーシャル・ネットワーク・サービスにおけるプライバシー保護に関する決議、国際組織の会合における代表に係る検討部会の設置に関する決議、ウェブサイトの作業部会に関する決議
第29回 2007年	カナダ モントリオール	プライバシーの地平： 未開拓の領域	乗客データ保護の国際基準の緊急の必要性に関する決議、国際標準規格開発に関する決議、国際協力に関する決議
第28回 2006年	イギリス ロンドン	監視社会	ロンドン・イニシアチブ、会議運営の取決めにに関する決議、プライバシー保護とサーチ・エンジンに関する決議
第27回 2005年	スイス モントルー	データ保護及びプライバシーの普遍的な権利の承認に向けて	モントルー宣言、パスポート及びIDカード等におけるバイオメトリクスの利用に関する決議、政治的コミュニケーションのための個人情報の利用に関する決議

5 . APPA

概要

- ・目的: アジア太平洋地域のプライバシー執行における, プライバシー規制, 新技術, プライバシーに関する苦情処理等に関する情報交換を目的とする。
- ・対象国・地域: 9つのプライバシー執行機関(4カ国, 5地域)が正式メンバー。
- ・拘束の程度: 情報共有のフォーラムであり, 拘束力のある議決等がなされることはない。
- ・前身であるPANZA(プライバシー執行機関会議・ニュージーランド, オーストラリア, 香港及び韓国)及びPANZA+を含め通算33回(年2回)開催されており, 日本(消費者庁)は前回第33回よりオブザーバ参加している。
- ・他の国際間取組みと比して, 情報交換の側面が強く, 拘束力のある議決等を目的としていない。正式メンバーにEU加盟国及び米国の機関は含まれていない。